

事 務 連 絡
令和6年11月15日

事業主様

東京文具工業健康保険組合

令和6年12月2日の被保険者証の新規発行終了に伴う
任意継続被保険者資格取得の手続きの変更について

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より当組合の事業運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年12月2日の被保険者証の新規発行終了に伴い、任意継続被保険者資格取得の手続きにつきまして、下記のように変更いたします。

つきましては、事務担当者様及び被保険者の皆様にご周知くださいますようお願いいたします。

記

1. 初回分保険料の現金による納付の廃止

現在、任意継続被保険者資格取得のお手続きの際、任意継続被保険者資格取得申請書に初回分の任意継続健康保険料等を現金で併せてお願いしておりますが、令和6年12月2日の被保険者証の新規発行終了に伴いまして、これを廃止いたします。

任意継続被保険者資格取得申請書の令和6年12月2日受付分より、当組合で被保険者様宛てに初回分の任意継続健康保険料等の納付書を発送いたしますので、これにより納付していただくこととなります。

2. 納付期限と資格の取消

納付期限は、納付書の発送日から約10日となり、納付期限までに納付が確認できなかった場合には、任意継続被保険者資格は取消となりますのでご注意ください。

※ ご不明な点やご質問等がございましたら、下記までお問合せください。

(お問い合わせ先)

東京文具工業健康保険組合
業務部 業務課 資格係
電話 03-3866-8141
ダイヤル番号「1」